

議案第 53 号

伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例等の一部改正について

伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年6月7日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例等の一部を改正する条例

(伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例(平成16年伊賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

(伊賀市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 伊賀市固定資産評価審査委員会条例(平成16年伊賀市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「署名押印し」を「署名し」に改める。

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「署名押印し」を「署名し」に改める。

第9条第2項及び第12条第2項中「署名押印し」を「署名し」に改める。

(伊賀市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市火入れに関する条例(平成16年伊賀市条例第201号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第2号中「㊦」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。